

生駒市条例第 3 2 号

生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例

生駒市立幼稚園保育料徴収条例（昭和 2 5 年 4 月生駒市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「3 歳から小学校 3 年までの者が同一世帯に」を「特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号）第 1 4 条の 2 第 1 項に規定する特定被監護者等をいう。）が」に改め、同項第 2 号中「天災地変により」を削る。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。